

3

地区の景観形成の考え方

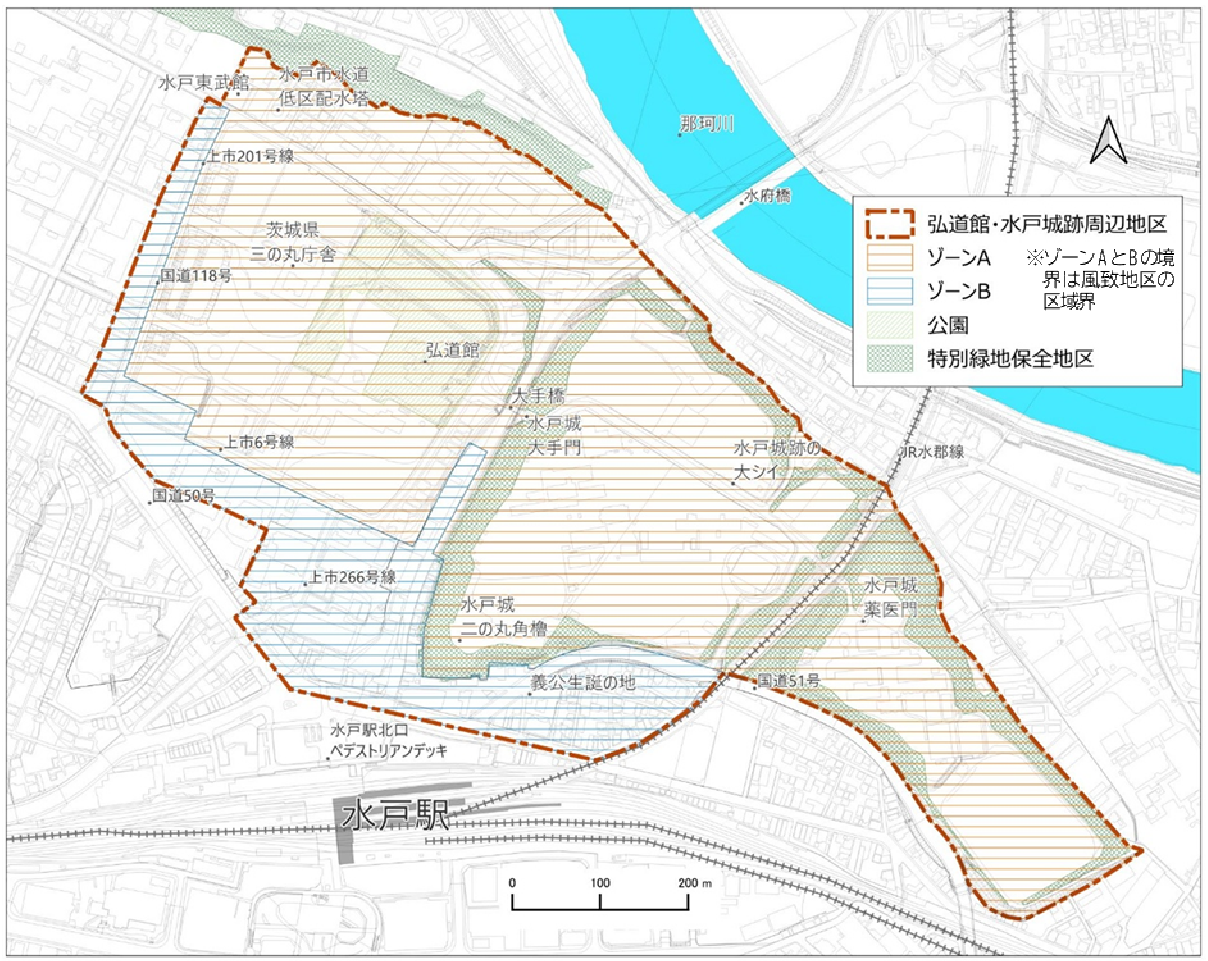
(1) 基本目標

『歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観』

長い歴史を積み重ねてきた歴史・文化のまちとして、弘道館や水戸城跡などの先人たちが築き上げてきた歴史的資源や長い年月をかけて自然が育んできた豊かな緑と調和する景観を形成し、自然と一体となった歴史を感じられるまちを目指します。

また、本市の玄関口である水戸駅前等のにぎわいを生み出してきた場所では、都市の風格や活気ある景観を形成し、歴史や自然の魅力と現代的な都市の活力が調和したまちを目指します。

こうした考え方を踏まえ、本地区ではゾーンごとに景観形成の考え方を整理し、それに基づく景観形成基準を定めています。これにより、地域全体で歴史の風格、自然の潤い、都市の活気を併せ持つ、弘道館・水戸城跡周辺地区ならではの魅力あふれる景観の形成を目指します。



ゾーン A： 三の丸1丁目、三の丸2丁目、三の丸3丁目、北見町の各一部

ゾーン B： 三の丸1丁目、三の丸2丁目、大町1丁目、南町1丁目の各一部

(2) 各ゾーンの景観形成の考え方

弘道館・水戸城跡周辺地区では、場所ごとの特性に応じた景観形成を図るため、地区を二つのゾーンに区分しています。各ゾーンの景観形成の考え方は次のとおりです。

<ゾーンA>

【景観形成の考え方】

- ・ 弘道館や水戸城跡をはじめとした歴史的資源と調和し、歴史が感じられる景観を形成する。
- ・ 水戸城跡の斜面緑地や弘道館公園をはじめとした豊かな緑と調和し、潤いが感じられる景観を形成する。



【基準設定の考え方】

- ・ 歴史的建造物等や豊かな緑と調和した落ち着いた雰囲気とする。
- ・ 歴史的建造物等の雰囲気や存在感に配慮する。
- ・ 水戸城跡の斜面緑地や弘道館公園等との緑の連続性を確保する。



<ゾーンB>

【景観形成の考え方】

- ・ 風格あるまちなみを形成するとともに、にぎわいが感じられる景観を形成する。
- ・ 都市的なまちなみの中に緑の空間を確保し、潤いが感じられる景観を形成する。
- ・ 歴史が感じられる空間や豊かな緑に配慮した景観を形成する。



【基準設定の考え方】

- ・ 緑が映えるとともに、建築物のデザインを生かしたまちなみとする。
- ・ 通りにおける人の目線の高さの範囲内で、にぎわいや魅力の創出に寄与する工夫を取り入れる。
- ・ 緑により地区の連続性を創出するとともに、緑と調和した景観を形成する。
- ・ 歴史的建造物等の雰囲気や存在感に配慮する。



5

景観形成基準と手続き【屋外広告物】

(1) 景観形成基準【屋外広告物】

※ 基準中の「 」は、水戸市屋外広告物条例(屋外広告物特別規制地区)による制限です。これ以外にも、規格等の許可基準があります。また、その他の制度による制限等にも留意してください。

ゾーン	ゾーンA	ゾーンB
項目		
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観と調和した形態・意匠、色彩とする。 ・ 設置場所は、周辺の歴史的建造物等への眺めを遮らない場所とする。 ・ 建築物に表示又は設置する場合は、低層部とする。ただし、施設名等や懸垂装置のある広告幕は除く。 ・ 窓をふさがない。 ・ 一敷地又は一建築物に複数の事業所等の広告物を表示又は設置する場合は、集合化や形状の統一化等により整序する。 ・ 照明は、建築物の例による。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※屋外広告物特別規制地区 以下の屋外広告物は、設置することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アドバルーン ・ 建築物等の屋上を利用する屋外広告物 ・ 表示面積の4分の1を超えて彩度が8を超える色彩を使用する屋外広告物 ・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用する屋外広告物 ・ ネオン、点滅する照明、回転灯等を使用する屋外広告物 ・ 電光等により変化する広告の内容を表示する装置を使用する屋外広告物 </div>	

●設置できない屋外広告物 (屋外広告物特別規制地区による規制)

アドバルーン

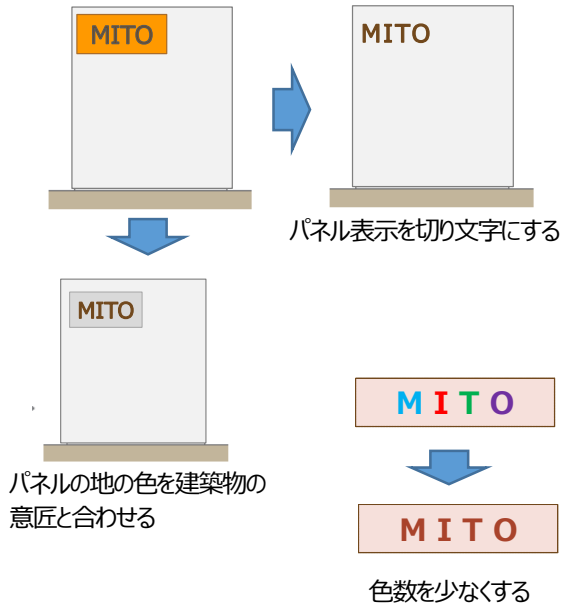
屋上利用広告物

電光等により変化する広告内容を表示するもの
(電光ニュース、LEDビジョンなど)

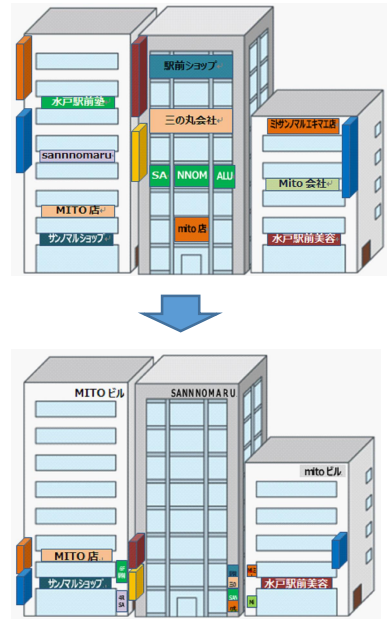
- ・ 表示面積の1/4を超えて彩度8を超える色彩を使用したもの
- ・ 蛍光、発光、反射を伴う塗料又は材料を使用したもの
- ・ ネオン、点滅照明、回転灯等を使用したもの

● 景観形成イメージ

◇ 周辺景観と調和を図るための手法例



◇ 建築物に設置する場合のイメージ



◇ 周辺景観と調和が図られている屋外広告物の例



弘道館の近くにある学童施設
歴史的景観に馴染む落ち着いた色彩にしてくださいました。



水戸城二の丸角櫓（すみやぐら）を真下から見上げる位置にあるコインパーキング
歴史的景観に配慮し、色数を抑えて周辺と調和する穏やかな色彩へと改修してくださいました。



シンプルな形状とし、建築物の意匠を損なわない広告の例



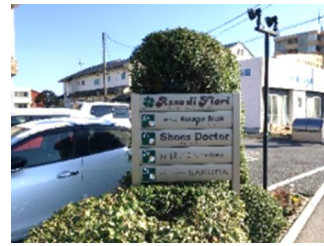
建物の庇と一体的にデザインされた広告の例



建物の壁面と一体的にデザインされ、集約化された広告の例



ピクトグラムを使用することで、シンプルでわかりやすい広告の例



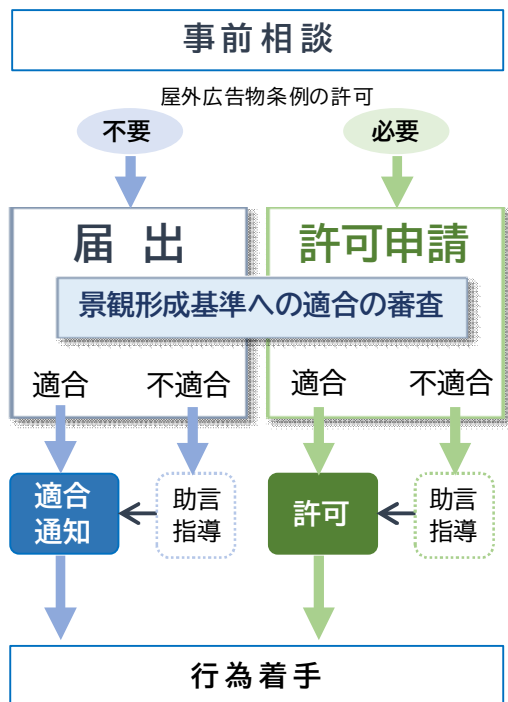
一敷地又は一建築物に複数の店舗がある場合、集約化を図り、まとまりある広告とした例



伝統的な手法をまもり、歴史が感じられる広告の例

(2) 手続きの流れ【屋外広告物】

屋外広告物についての手続きの流れは次のとおりです。



- ・届出が必要な行為、景観形成基準の確認
- ・水戸市屋外広告物条例の許可が必要な行為の確認
- ・景観形成基準への適合の事前確認

事前相談は計画変更が可能な時期に行うようお願いいたします。

〈水戸市景観条例による届出〉

- ・届出書の提出（行為着手の30日前）
- ・水戸市屋外広告物条例による許可申請が必要な場合は、その許可申請の中で景観形成基準への適合を確認するため、届出書の提出を別途行う必要はありません。
- ・計画内容は、景観形成基準のほか、水戸市屋外広告物条例による基準に適合する必要があります。

(3) 必要書類【屋外広告物】

正本・副本の2部提出してください。適合審査のうえ、副本を返却します。

書類	明示すべき事項
景観重点地区 行為届出書	(様式は水戸市公式ホームページからダウンロード)
位置図	・ 行為地の位置及び周辺状況 など
配置図	・ 行為地の敷地境界、敷地内における建築物の位置、道路形状 など
意匠図	・ 縮尺、屋外広告物の寸法、色彩及び意匠がわかるもの ・ 建築物に設置する場合は、当該建築物の寸法
現況写真	・ 行為地及び周辺状況が確認できるカラー写真

※必要に応じてその他資料を提出していただくことがあります。